

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
羽生市	本川俣（本川俣の限定集落）	令和3年3月1日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	15.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.2

注：④の面積は、「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区的課題

・70歳以上の割合は約60%であり、農地の「後継者がいない」、「わからない」と回答した割合は約90%である。そのため、高齢化が進み、担い手不足が予想されることから、将来的な担い手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・農地中間管理機構を活用し、再配分による集積、集約を促進する。
・今後、中心経営体に農地集約ができるよう、離農者などの農地の集約を進める。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(株)小林農場	水稻	10.8 ha	水稻	12 ha	本川俣
認農	今西 専一	水稻	1.2 ha	水稻	1.2 ha	本川俣
			ha		ha	
計	2 人		12.00 ha		13.20 ha	

注: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、今後個人の認定農業者になる予定者は「認農(予定)」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

- ・地区における十分な話し合いのもと中心経営体を中心とした農地集積を図る。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。